

三豊市農業委員会月定例総会議事録

令和3年7月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会7月定例総会を三豊市危機管理センター301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名（農業委員23名、農地利用最適化推進委員6名）
欠席者 2名

【農業委員】 (出席○・欠席－)

| | | | | | | | | |
|-----|--------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 堀江 博 | ○ | 2番 | 細川 耕助 | ○ | 3番 | 岡根 譲 | － |
| 4番 | 松岡 史郎 | ○ | 5番 | 黒木 昭則 | ○ | 6番 | 石井 徳和 | ○ |
| 7番 | 貞廣 駿 | ○ | 8番 | 石井 宏昭 | ○ | 9番 | 橋川 義信 | ○ |
| 10番 | 白川 智樹 | ○ | 11番 | 大西 弘 | ○ | 12番 | 片山 雅夫 | ○ |
| 13番 | 新延 健 | ○ | 14番 | 田所 上奉 | ○ | 15番 | 三好 康芳 | ○ |
| 16番 | 田井 三代子 | ○ | 17番 | 金子 芳巳 | ○ | 18番 | 石原 剛 | ○ |
| 19番 | 西山 正一 | ○ | 20番 | 大崎 正義 | ○ | 21番 | 森 尚行 | ○ |
| 22番 | 宮崎 和代 | ○ | 23番 | 正田 茂義 | ○ | 24番 | 吉田 由紀 | ○ |

【農地利用最適化推進委員】

| | | | | | | | | |
|-----|--------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 6番 | 近藤 省三 | － | 17番 | 石井 壽一 | ○ | 28番 | 星賀 雅敏 | ○ |
| 35番 | 嶋田 誠 | ○ | 40番 | 矢野 直樹 | ○ | 54番 | 安藤 健二 | ○ |
| 68番 | 細川 壽恵廣 | ○ | | | | | | |

2. 署名委員

9番 橋川 義信
20番 大崎 正義

3. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

4. 書 記

会計年度任用職員 小川 春子

5. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について (報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更の件について
議案第 7号 非農地証明願いの件について
議案第 8号 非農地通知の件について
議案第 9号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

6. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会7月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会長 皆様、こんにちは。梅雨もあけて35度を超える猛暑のなか、農業委員と推進委員については、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございます。
松岡委員さんにおいては、6月29日付けにて、新たに農業委員になられたわけですが、残り少ないなか、よろしくお願ひします。あと、3日もすればオリンピックの開会となりますが、コロナの感染が広まらないことを願っています。コロナについては、ワクチン接種がかかせないので、積極的な接種をお願ひするところでもあります。先週の研修会においては、大勢の委員の参加を頂き開催することが出来ました。7月、8月の暑いなかですが、農地パトロールをよろしくお願ひします。本日の議案数はそんなに多くはありませんが、忌憚のない意見を言っただき、スムーズに会を進めて行きたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げ、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。3番 岡根 譲 委員さんから、あらかじめ欠席の連絡を頂いております。
ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。
なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
本日は、「感染警戒期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。
また本日まで出席いただいております推進委員さんにつきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えがありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上、議事進行にご協力をお願いいたします。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願ひいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会7月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号9番 橋川 義信 委員、議席番号20番 大崎 正義 委員のご両名にお願ひいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。
1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

[議案第1号 番号1号から番号15号を朗読]

以上15件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号15号の15件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

[議案第2号 番号1号から番号2号を朗読]

以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関する質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号2の2件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号11号を朗読]

以上11件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6 番 番号1号について説明します。5月末で使用貸借が切れました。管理をしてきていた方が親戚であり農地を買ってもよいと申出をしてきて、売買が成立しました。農地として問題はなく、周辺農地への影響もなく、問題はありません。麦を作付け予定です。ご審議よろしく願いいたします。

8 番 番号2号について説明します。譲受人は農地のいびつな部分を先に売っており、その代替農地として今回、道淵の真四角な部分を購入しました。水利等に関しても何の問題もありません。ご審議よろしく願いいたします。

9 番 番号3号について説明します。譲渡人の妹が譲受人に売買を依頼しました。譲受人は、水稲・野菜を栽培しており、規模を拡大したいと考えていた為、話がまとまりました。水稲・野菜・麦を作付け予定です。問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

10 番 番号4号について説明します。譲渡人が県外在住で帰ってくるのがない事、譲渡人と譲受人双方の親の親交があったという事、現在管理しているのは譲受人である事、以上のことで売買が成立しました。譲受人の農地と接しているが、狭いため自家用野菜を栽培予定です。周辺に影響は問題はありません。

引き続き、番号5号について説明します。譲渡人は全て農業を廃止するつもりなので、隣接する譲受人に話をして今回の申請に至りました。この農地は畑とありますが、竹が生えており、畑としては機能していません。譲受人が今後、保全管理をする予定です。譲受人は現在、キュウリ等を栽培しており、周辺にも何ら問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

事務局 番号6号について説明します。譲受人は現在、水稲中心に作付けを行っています。今回の農地には果樹を栽培する予定です。周辺農地にも影響はなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

12 番 番号7号について説明します。今回該当の農地は、譲受人が借りています。一筆は荒地になっていますが、譲受人が今後保全管理をしていく予定です。譲受人はブロッコリー・スイートコーン等野菜を中心に作付けをしており、近隣農家に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

14 番 番号8号について説明します。譲渡人は現在入院中で引き継いで農業をする人もいない状況です。今回の農地は譲受人と隣接しており、草の管理も譲受人がしているため、売買の話がありました。管理もきちんとしているため、周辺にも影響がないです。問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

15 番 番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は新家と本家の関係です。譲受人が今まで作付けをしていましたが、譲渡人は県外在住であり、戻って来ないので今回の売買の話になりました。譲受人は近くで水稲を栽培しており問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

20 番 番号10号について説明します。譲渡人は労働力不足で農業を続けることが出来ません。譲受人については、経営規模拡大を行っており、今後農地を適正に管理するようです。問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

21 番 番号11号について説明します。譲渡人の後継者は県外在住者です。譲受人は母と共に水稲を作付けしており、野菜を栽培したいということで今回の話になりました。周辺農地に問題はないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号11号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号11号の11件につきましては、許可することと決定ます。

次に進ませていただきます。12ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号6号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号5号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地に該当ます。第1種農地は原則不許可ですが、この1件につきましては、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外に該当してます。その他は全て第2種農地であります。

以上6件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

1 1 番 番号2号について説明します。申請地については、広範囲にわたるので、県の規格である、砂防池を造り計画を進める予定です。
引き続き番号3号の説明をします。番号2とも同様に、地元自治会の許可は得て、事業は適正に進める予定です。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号の6件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号13号を朗読]

農地区分につきましては、番号7号、番号10号、番号11号、番号13号の4件は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号7につきましては、既存の施設の拡張で拡張面積が既存面積の2分の1を超えないもの、番号10号、番号11号、番号13号につきましては、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外に該当しております。
その他はすべて第2種農地です。以上13件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま。ので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6 番 番号1号について説明いたします。訪問介護施設を建てる用地を探していた譲受人は譲渡人と親子の関係にあります。周辺農地への影響はありません。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

7 番 譲渡人と譲受人が番号2号及び番号3号が同一人物であるので、同時に説明いたします。番号2号及び番号3号は父親から譲り受けたもので、以前からこの状態でした。無断転用であったため今回申請に至りました。現在も事務所、資材や重機置場として使用しているため、周囲に影響はありません。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 0 番 番号4号について説明いたします。これは先月の案件で、水路に災害が出る可能性があるということで保留になった案件です。定例会翌日に話し合いの席を設け、下流域の流水路を変更することになりました。同意書も交わし前向きに検討しております。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 1 番 番号5号について説明します。財田川の工場近くのたんぼだが、草刈りのみで耕作はしていません。譲渡人は意思がありました。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。
引き続き番号6号について説明します。再度、整地をし直して設置する予定です。周辺住民の同意はえておりますので、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

事 務 局 担当委員欠席のため、番号7号について説明します。譲受人は建設事業者であります。事業拡大のため、資材置場と駐車場が必要になり今回の農地取得に至りました。
地元水利の同意もとれており、問題ないと思われま。
引き続き番号8号について説明します。譲受人は自宅で茶道教室を開いており、生徒のための駐車場が必要になりました。場所的にも近く、水利にも問題がなく、譲渡人との申請も問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 5 番 番号11号について説明します。譲渡人はこの土地を住宅・作業場建設のために、転用許可を得て購入しました。しかし水道引き込み工事のためには私有地を通らねばならず、経費もかかるため工事を中断し、そのままの状態のまま荒らしたままになっていました。知人を介して譲受人を紹介してもらい売買の話に至りました。周辺住民の了解も得ており、問題はないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 8 番 番号12号について説明します。申請地については、現況、田ではありません。以前、この土地で農機具販売・修理等をしていたので、資材等の置場になっていましたが、現在は整地され綺麗な状態です。子供も田んぼをするつもりがないので、買い手を探していたところ、譲受人が申し出てくれました。所有者が腰痛により農作業ができなくなっていたので、隣接している農地も一緒に買ってほしいとの申し出があり、話がまとまりました。周辺は宅地化されており、農地はほとんどない状態です。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 それでは、他にご質問もないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号の13件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。以上3件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[議案第6号 番号1号から番号3号を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号3号の3件につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

それでは次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号から番号2を朗読]

番号1は、非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準にある、耕作の事業を行う者が、その農地を他の農地の保全または利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合、番号2は、昭和2年から宅地として供されており、農地法施行前から引き続き非農地であったものに該当すると思われま。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

4 番 番号1号について説明します。申請人が公共の水路の払い下げを受けようとしており、代替水路としてこの土地を設け、非農地の証明が必要です。現地確認の結果、非農地であることが確認できました。ご審議よろしくお祈いします。

2 番 番号2号について説明します。この場所には60年以上も前から宅地が建っており、現地確認もできております。ご審議よろしくお祈いします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。21ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第8号 番号1号から番号5号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号から番号4号について説明します。番号1号から番号4号については、工業団地東側斜面になりますが、森林化され回復は無理と思われます。現状確認も終わり、非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

17 番 番号5号について説明します。相続による所有者は、県外在住者で帰る予定もありません。現地確認したところ、大半が山林で入るのが困難な場所も多々あります。耕作されておらず森林化が進んでいます。非農地が適当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号の5件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。24ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められています。ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の24ページから53ページまでです。管理者から耕作者の貸付は39件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関して14件、合計53件となっております。

以上、利用権の設定53件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は53件すべて適当と認め、原案のとおり決定といたします。本日上程しておりました議案の審議は以上です。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

1. 農林水産課からのお知らせ

2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）

3. その他

(1) 8月定例総会について

日 時 令和3年8月20日（金）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

| 相 談 日 | 開 催 場 所 | 相 談 委 員 | |
|----------|-------------------------|-----------|-----------|
| 8月10日(火) | 危機管理センター 1階 打合せコーナー1 | 三野町：新延 健 | 豊中町：田井三代子 |
| | | 詫間町：金子 芳巳 | 仁尾町：吉田 由紀 |

閉 会 【午後 3時30分】